

新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務に係る受託業者を特定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成24年5月25日

新潟県病院事業管理者 江 口 孝 雄

1 業務の概要

新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザル競技の内容

新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル競技（以下「本プロポーザル競技」という。）の実施等内容については、新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル競技実施要領（以下「プロポーザル競技実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル競技実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザル競技に関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

平成24年5月25日（金）から平成24年6月8日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県病院局業務課業務管理係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 質問書の提出 プロポーザル競技実施要領による。

4 本プロポーザル競技に参加する者に求める資格

本プロポーザル競技に参加することができる者は、一の法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 300床以上の医療機関における医療情報システムの構築業務又は導入支援コンサルタント業務を受託した実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成24年5月25日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 平成24年5月25日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(6) プロポーザル競技実施要領に定める要件を満たす者であること。

(7) プロポーザル競技実施要領の交付を受けている者であること。

5 参加表明書の提出

本プロポーザル競技に参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル競技実施要領による。

(2) 提出期間

平成24年5月25日（金）から6月8日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明つきの書留郵便（封筒の表に「新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル競技参加表明書在中」と朱書きすること。）とし、平成24年6月8日（金）午後3時までに到着するよう郵送すること。

(5) 提出部数

プロポーザル競技実施要領による。

(6) その他

書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル競技参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であつて、一般的に使用されている

ものを除く。)、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加表明書の提出を行った者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル競技実施要領による。

(2) 提出期限

平成24年6月14日（木）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除いた各日の午前8時30分から午後5時15分までの時間に持参すること。

(5) 提出部数

プロポーザル競技実施要領による。

(6) その他

書類の作成に使用する言語等については、上記5(6)による。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザル競技に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル競技実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

審査委員会が必要と認めるときは、プレゼンテーションを実施することがある。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合においてすべての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された書類及びプレゼンテーションの結果（プレゼンテーションを実施した場合に限る。）に基づき審査を行い、最も優れた提案を行ったもの（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

新潟県病院局は、最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約期間

契約締結の日（平成24年7月上旬を予定）から平成25年2月28日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(2) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しない。

(3) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された書類は、返還しない。